Deloitte.

インドの移転価格税制







目次

- インド移転価格税制の概要
- インドの移転価格調査とその傾向
- 国内での救済制度
- 相互協議 (MAP)
- インドにおける事前確認(APA)
- 一特徴
- -手続きの概要
- APAの利点と検討事項

- Page 3
- Page 6
- Page 14

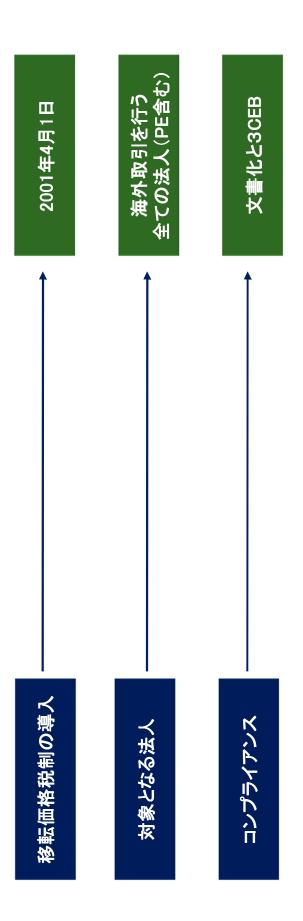
Page 11

Page 17

Page 26

インド移転価格税制の概要

インド移転価格税制について



- インド移転価格税制の大部分は、OECDガイドラインに準拠している
- OECDガイドラインとインド移転価格税制の主な相違点は以下の通りである
- 平均値の算定方法として、"算術平均"を採用している
- 移転価格算定方法において認められる平均値に、一定のレンジ(現在:±3%、 改正前: ±5%)を設けている
- 過去2年間の財務データ

インド移転価格税制のポイント

- 納税者は、自らの立証責任に基づき、独立企業間価格を算定する事が求められる。 独立企業間価格の算定にあたっては、予め、
- ▶ 詳細な機能・リスク分析及び経済分析
- ▶ 適切な算定方法を選定
- ▶ 比較対象会社を用いたベンチマーキング分析
- 上記内容を記載した移転価格証拠資料を毎年文書化、保管(ドキュメンテーション)
- ▶ 機能・リスク分析及び経済分析については、毎年のアップデートが必要
- 業界分析、事業概要、取引にかかる契約内容、関連者の資本関係等 A
- 会計士報告書(3CEB)の作成・提出
- ▶ 法人税申告書に添付され、11月30日までに提出

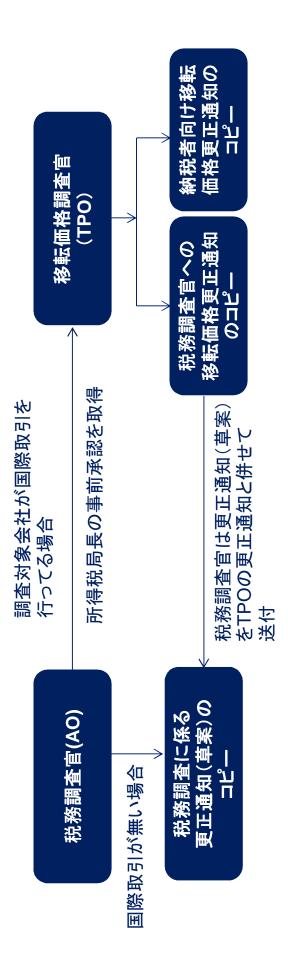
© 2013 Deloitte Tohmatsu Tax Co., Deloitte Haskins & Sells

インドの移転価格調査と

この傾向

インドの移転価格税制

インドにおける税務調査の流れ



- 税務調査官(AO)は、対象事業年度の翌事業年度末から6ヶ月以内に益金と損金の根拠資料を 提出するよう求める通知書 (Notice)を納税者に送付する
- AOIは第三者を含む他の情報源から情報を集めることも行う
- する根拠資料の提出を命ずる旨の通知書(Notice)が送付され、その後、TPO からALPを決定 納税者が国際取引を行ってる場合、AOIな移転価格調査官(TPO)から独立企業間価格(ALP) こ関する情報等を入手する事となる。その場合には、まずTPOから納税者に対して、ALPに関 る更正通知書(Order)が、AOと納税者に送付される
- その後、AOIよ対象課税年度末から48ヶ月以内にTPOが決定した移転価格更正通知を含む更 正通知(Draft Order、草案)を発行する。国際取引がない場合には、36ヶ月以内

移転価格調査の流れ

- 移転価格調査官(TPO)が納税者に対して、一般的な確認事項にかかるNoticeを発行 し、移転価格調査が開始される
- *一般的な確認事項としては、通常、以下のようなものが求められる
- 文書化された移転価格証拠資料及び監査済の財務諸表のコピー
- 会社が採用している移転価格ポリシー
- グループ間の国際取引の詳細(セグメント別内訳)
- 関連する契約書のコピー
- 無形資産の移転、関連者間でのサービス等に関する取引の詳細
- 上記の一般的な確認事項に基づき、移転価格調査官(TPO)は追加資料等を要求す る事となる
- *追加資料の内容としては、通常、以下のようなものがある
- 比較対象企業のアップデートされた財務データ
- 調査対象会社と比較対象会社の機能・リスク分析の比較
- 調査対象会社が採用しているPricingの方法
- セグメント別の財務データを用いている場合、コスト配分の詳細
- 第三者(非関連会社)との取引がある場合は、その契約条件等

移転価格調査で問題となる主な項目

サービスプロバイダーである場合のマークアップ料率

機能の再評価

企業グループ内役務提供

企業グループ内金融取引

無形資産の有無と無形資産に関する移転価格算定方法

無形資産に関する支払

最近の移転価格調査における更正税額の推移

最近のTP調査の傾向によると、調査件数及び更正税額共に大幅な増加傾向にあり、 結果として、更正内容に関する異議申し立てや税務訴訟の件数も増加している

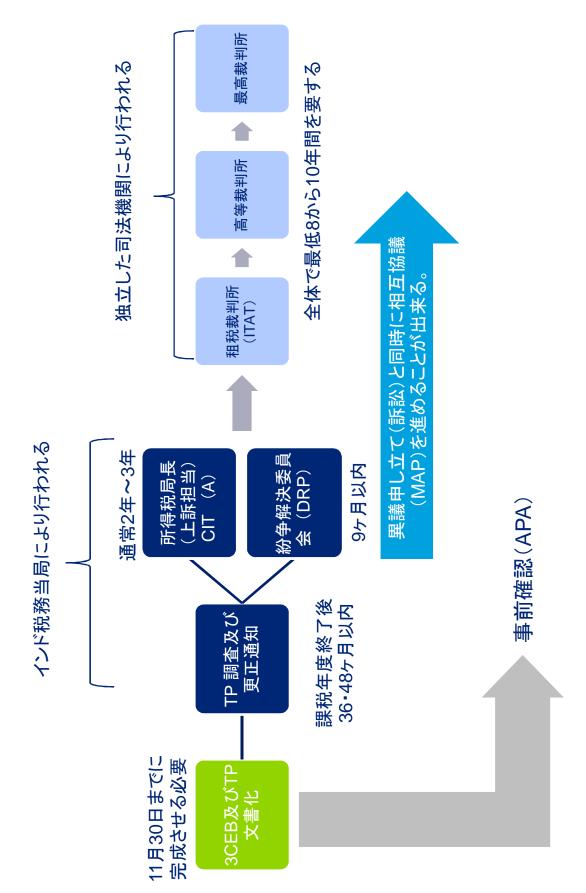
年度	TP調査が 完了した件数	更正件数	更正される 割合(%)	更正税額 (単位:百万ルピー)
2004-05	1,061	239	23	12,200
2005-06	1501	337	22	22,870
2006-07	1,768	471	27	34,320
2007-08	219	84	39	16,140
2008-09	1,726	670	39	61,400
2009-10	1,830	813	44	109,080
2010-11	2,301	1,138	49	232,370
2011-12	2,638	1,343	52	445,310

Source: White Paper May 2012, Ministry Of Finance, Department Of Revenue

10

国内での漱溶制度

異議申し立てと税務訴訟の流れ



紛争解決委員会/CIT(A) - それぞれの特徴比較

华 徵	紛争解決委員会 (DRP)	所得税局長(上訴担当) (CIT(A))
通常要する期間	9ヶ月以内	おおよそ2~3年
預託金の支払い	DRPによる裁定まで保留	AOの裁量による。通常50%の納付が要求される
租税裁判所(ITAT) に提起する権利	納税者と税務当局両方にある	納税者と税務当局両方にある
納税者有利な判断が出た場合	納税者は将来の調査において、 同様の取引について有利になると 考えられる。しかしながら、調査官 が同様の取引について同様のア プローチで更正する可能もある	納税者は将来の調査において、 同様の取引について有利になる と考えられる。しかしながら、調査 官が同様の取引について同様の アプローチで更正する可能性も ある
メリットとポメリット	CITAと比較すると、結論までの時間とコストを削減できる	結論までに長い時間と高いコスト
追徴税の取り扱い	更正内容が確定されるまで繰延べ	更正内容が確定されるまで繰延べ

相互協議(MAP)

租税条約による解決 - 相互協議

納税者

- ・ 納税者は、二重課 税が生じている場合、または、日印租 税条約の規定に適合しない課税を受けた場合に相互協議(MAP)の申立て をする事ができる
- 理論上は、相互協 議の申請は、税務 調査の結果が確定 する以前でも可能

相手国の権限ある 当局 (CA)

- 相手国のCAが相互 協議申請書の内容 につき適切と判断 すれば、インドの CAIC相互協議の申 入れが行われる
- 当該外国のCAから 納税者に対して、追 加情報・資料を求め られることもある

インドの権限ある 当局 (CA)

- インドのCAは、外 国のCAからの相互 協議の申入れに基 づき、協議内容に つき検討する
- 実際の協議の前に、 追加情報が求めら れることもある

インド課税部局

権限ある当局間で 相互協議が合意に 至り、当該内容に 関して納税者が受 諸すれば、インド課 税部局にその内容 が通知される

- 両国間のCAIは協議を行い、完全な合意が出来るよう努力する
- 両国間のCAは一定の手続き・ガイドラインを設け、協議を行う際はそれに従う
- 両国間のCAで合意に至った場合、納税者に対してその旨を伝え、受諾を求める
- 納税者は合意内容に関して、必ずしも受諾する義務はない

MAPの合意事例

賦課年度	取引の詳細	税務当局による 調査結果	ITATの判決	MAP合意内容
2004-05	情報技術サービス	35.00%	進行中	24.00%
	情報技術	36.00%		24.00%
2005-06	情報技術サービス	24.00%	進行中	17.5%
	情報技術	22.00%		17.5% - 18.00%

インドにおける事前確認(APA)

苹籤

- 他国のAPAとほぼ同様の内容
- 納税者と中央直接税務当局 (CBDT)の間で合意
- 独立企業間価格(ALP)の算定
- 独立企業間価格の算定に用いられる算定方法の明確化
- 一カ国APAだけでなく、二国間APAもしくは多国間APAについても申請可能
- 納税者と税務当局の双方に対する拘束力
- 原則として、どの算定方法も使用可能
- 申請が可能なタイミングは以下の通りである(正式申請の提出期限)
- 新規取引である場合には、当該新規取引が開始される前
- 既存取引については翌事業年度開始の日の前日(前事業年度終了の日)
- 対象年度は申請年度も含めて最長5年間
- 更新も可能
- ロールバックの規定は定められていない

手続きの概要(1/6)



*APAの更新:新規APAと同様のプロセスで、事前相談は不要

手続きの概要(2/6)

Phase 1: 事前相談

- 所得税国際課税総局(DGIT)へ所定フォームによる申請書(3CEC)の提出
- 事前相談にかかる申請料は不要
- 匿名での申請可能
- 所定フォームに含まれる項目
- 一国間APA·二国間APA·多国間APA
- 直近3年間の対象取引
- 重要な前提条件
- 相互協議申立の有無
- 税務調査と訴訟の有無とその経緯
- 前相談は納税者にもインド税務当局にも拘束力はない
- 事前相談は必須
- 事前相談で合意したものは書面で通知される
- 事前相談の完了までの期間は明記されていない
- 当局との面談が1-2回行われる 事前相談後、正式申請までに、

手続きの概要 (3/6)

Phase 2: 正式申請

- APAの正式申請をする際にはDGIT又は権限ある当局(CA)に申請書(3CED)を提出し、2万~4万 ドルの申請料を支払う必要
- 主な記載事項
- 事業戦略
- 財務データ
- 重要な前提条件
- 一他の国で合意しているAPA・MAPの詳細
- 申請後の申請書の取り下げと修正は可能
- 二国間APAと多国間APAは、取引相手国においても権限ある当局(CA)の確認が必要であり、 申請の根拠資料等の提出が必要となる
- 申請書の受け付けには制限なし
- 申請の内容につき適切でないと判断された場合は、DGIT又はCAが申請を拒否することが可 能。拒否された場合でも、納税者に修正の機会は与えられる
- 原則として、申請料は返還されない(申請を取り下げた場合でも)

手続きの概要 (4/6)

Phase 3: 審査及び相互協議

- APA当局は、納税者との会談、会社訪問、または、追加書類や情報等の提供を求
- CAは、租税条約の規定に基づいて、対象相手国の権限ある当局との合意を目指し て
 な
 決
 を
 無
 め
 る
- 納税者は、審理及び相互協議が行われている期間においても、国内法に基づいて 通常の移転価格に関するコンプライアンス(3CEBの提出及び文書化)を遵守する
- 対象相手国の権限ある当局と合意に至らなかった場合、納税者は一国間APAの申 請を検討できる
- ・APA委員会には、エコノミスト等が含まれる
- APAチームには、移転価格税務調査官(TPO)は含まれない
- 審査過程で提出された非公式な情報開示については、ガイドラインを設けている

手続きの概要 (5/6)

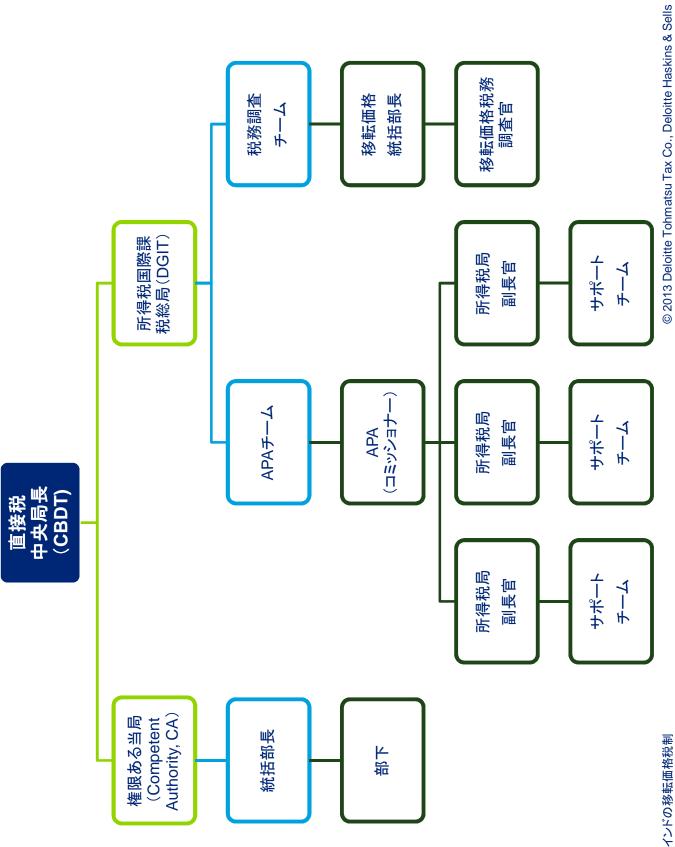
Phase 4: 相互協議の合意 (仮合意、正式合意)、APAの締結

- APAチームと納税者は、両者で合意書の草案(Draft Agreement)を作成
- ・草案の内容
- 確認対象となる関連者間取引
- 合意した移転価格計算方法、独立企業間価格の算定
- 重要な前提条件
- その他の条件等
- 合意書の草案に対する政府の正式確認後、CBDTと納税者間で合意する必要がある
- 相互協議の合意までの期間は明記されていない
- APAの締結が完了した月末から3ヶ月以内に過年度の申告書を修正する必要がある
- 税務調査が完了している年度に関しては、APAの結果に基づき、一年以内で修正する必要が
- 前提条件に変更が出た場合、修正を行わない限り、APA合意内容につき拘束力は

手続きの概要(6/6)

Phase 5: 年次報告書の提出

- ・ APA当局に年次報告書を提出する
- 移転価格税務調査官(TPO)は、定期的に履行状況を検査
- APAの修正または取消し可能なのは以下の場合である
- 重要な前提条件又は関連法令に変更があった場合
- 二国間APA・多国間APAの場合、相手国のCAによる依頼があった時
- 上記の場合の他、以下の場合においても、APAが取消しになる可能性がある
 - 期限どおりに年次報告書(ACR)の提出がない場合
- ACRに重大な間違いがあった場合
- CBDTが提案した修正事項に合意しない場合
- APAの修正または取消しは、CBDTの判断、または納税者からの依頼で行われる
- 納税者に説明の機会が与えられず、APA取消し通知書が発行されることはない
- 年次報告書に関して、文書化や公認会計士のレポートが必要とされるかどうかは、確認する必要が
- APAの合意に遅延が生じた場合であっても、通常の移転価格に関するコンプライアンス及び税務調 査は継続される



APA申請の利点

- APAの申請により、インド税務当局の厳しいTP課税を回避でき、TP課税を受けた場 合のその後の訴訟対応にかかる負担を軽減できる
- 調査が終わっていない年度及び過年度の課税につき相互協議(MAP)を行なってい る場合には、説得性を持たせられる
- 税務当局から厳しい調査を受ける可能性のある新規取引に関して、予測可能性を確 保できる
- 過年度の課税につき、既にMAPによる合意がされている場合には、APAのプロセス がスムーズかつ迅速に行われる
- 導入当初は、申請数が少ないことから手続きが迅速に効率的に進むと考えられる

主要な検討事項

- 申請した移転価格算定方法が必ずしも受け入れられるとは限らない
- 相当の量のビジネスに関する情報提供を求められる可能性がある
- APAの申請を取り下げた場合は、その情報を税務調査に使用される可能性がある
- APAの合意内容にかかる重要な前提条件を十分に考慮し、継続的に監視かつ効率的に管理する必要がある
- APA手続き等にはかなりの費用と時間がかかる(ただし、訴訟に比べるとそれほどで

免責事項

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトゥシュトーマツ リミテッド、そのメンバ トネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載 **ーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイ** 複製等をすることはできません。 本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における またはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性 あります。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失に 一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイス のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要が ついて一切責任を負わないものとします。

Speakers Profile

東 義人 Yoshihito Higashi-マネジャー/ 税理士Deloitte インド デリー事務所



- 2007年税理士法人トーマツ東京事務所入所
- 法人総合税務サービス部門にて、日系企業及び日本に進出する外資系企業に対して、税務申告業務、国際税務コンサ ルティング業務、税務調査対応業務等に従事
 - 2011年10月より日系企業コーディネーターとしてデロイトインドデリー事務所に駐在、インド進出日系企業に対して、個 人所得税、PE課税、インド移転価格課税等の業務に従事
- 2012年にインドに導入されたAPAに関しては、デリー事務所の移転価格チームと共に日系大手総合商社のAPAをサポ ートし、インド当局との交渉にも同席

Deloitte

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよび それらの関係会社(有吸責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイ のひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。 ザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグルーブ また、国内約40都市に約6,800名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアン トとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。 Deloitte (デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150ヵ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビ ジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。 デロイトの 約200,000名におよぶ人材は、 "standard of excellence"となることを目指しています。 Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミナッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。 デロイト トウシュ トーマツ リミナッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的にするメンバーファームはそれぞれ法的に 独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。